

れいわ ねんどだい かいおうめししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい しだい
令和3年度第3回青梅市障害者地域自立支援協議会 次第

れいわ ねん がつ にち もく
令和3年12月2日(木)
ごごじ ふん ごごじ ふん
午後2時00分～午後4時00分
しやくしょ かい かいぎしつ
市役所2階201.202会議室

1 かいかい
開会

2 あいさつ
あいさつ

3 ほうこくじこう
報告事項

- (1) しょう ひと しょう ひと ひと ひと くる きょうせい
障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生の
まち青梅市条例について (資料1)

・リーフレットについて

・青梅市障害を理由とする差別解消支援地域協議会について

- (2) とうきょうとしょうがいしゃじりつしえんきょうぎかいこうりゅうかいさんかほうこく とうきょうとしょうがいしゃ
東京都障害者自立支援協議会交流会参加報告および東京都障害者
じりつしえんきょうぎかい しちよう
自立支援協議会セミナー視聴について (資料2・3)

・ 9月27日(月) 交流会・・・事務局参加

・ 12月13日(月) セミナー・・・13時20分から市役所で視聴

- (3) しな い ぎやくたいつうほうなど じょうきょう
市内における虐待通報等の状況および対応について (資料 4)

- (4) せんもんぶかい ほうこく
専門部会からの報告

・ にちゅうかつどう しゅうろうしえんぶかい
日中活動・就労支援部会

・ そうだんしえんぶかい
相談支援部会

・ さべつかいしろう けんりようごぶかい
差別解消・権利擁護部会

ヘルプマーク

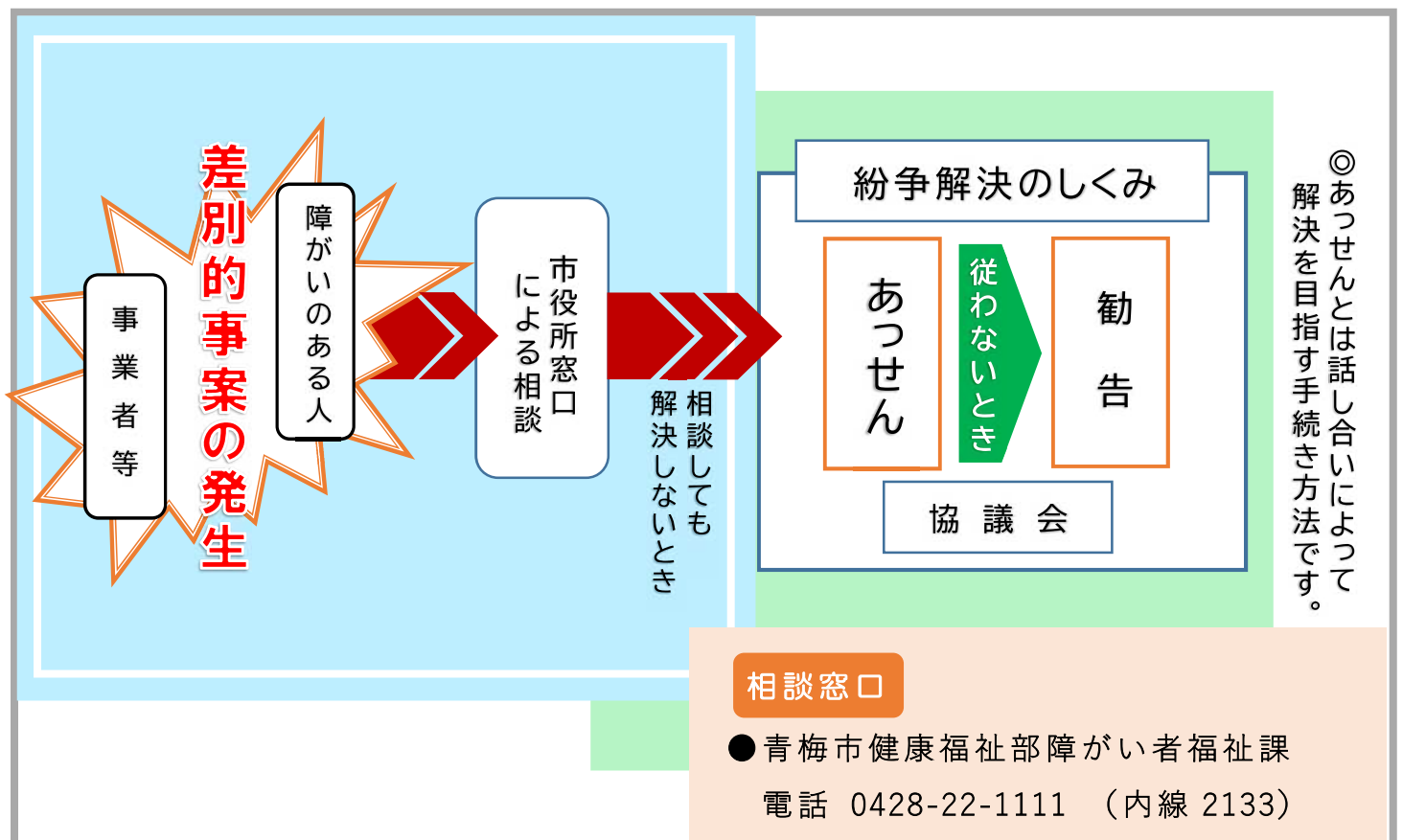
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車やバスの中で席を譲る、お困りのようなら声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



差別をされたときの 相談窓口

障がいを理由とする差別にかかわる相談や紛争解決は、まず青梅市の担当窓口（障がい者福祉課）にご相談ください。そこで解決しない場合でも、その内容に応じた適切な相談窓口が紹介されます。行政相談や、人権にかかわる相談であれば法務局、地方法務局などへ相談することもできます。



青梅市は、あらゆる差別のないまちを目指してまいります

しょう ひと しょう ひと
障 がいのある人も障 がいのない人も
ひと く きょうせい お う め し じょうれい
その人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例

身近なところでこんなことはありませんか？

手話で話しかけられたけど「分からない」と言って対応しなかった



車椅子の方が来店したけど対応できないので入店を断ってしまった



点字ブロックの上に自転車を停めてしまった



障がいのある人にとっては、ちょっとしたことがとても大きな壁（障壁）になります。接する人に悪意がなくても、結果として差別をしてしまっていることがあります。

平成 28 年 4 月、障害者差別解消法が施行され、東京都においても「障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されるなど、社会全体で障がいのある人への理解を深め、差別をなくす取り組みが推進されています。

しかし、障がいのある人は、日常生活や社会活動の中で、自立や社会参加が妨げられている状況があります。

このような状況を踏まえ、青梅市では令和 3 年 4 月「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」を施行しました。

障がいのある人も障がいのない人も同じ地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。

条例のポイント

1 差別的な対応は禁止です

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したりまたは条件を付けるなど、障がいのない人と異なった対応をすることを禁止しています。

《例えば…》

障がいのある人が、アパートやマンション探しで相談に来た場合は、障がいのある人だからといって拒否するのではなく、その人の障害程度や条件にあった物件がないか、共に探してあげましょう。

物件を案内したり周りの状況を詳しく説明してあげましょう。



2 合理的配慮の提供は、市全体の義務です

障がいのある人が生活していく上で、社会の中にある壁（バリア）によって制限を受けることや生活しづらいと感じる場面などがあります。

合理的配慮とは、障がいのある人の意向を尊重し個々の状況に応じて、その壁（バリア）を取り除くために行う配慮のことです。負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

《例えば…》

人の大勢いる場所が苦手な方がいます。大勢の方が集まる病院などでは、個室に案内するなどの配慮をお願いします。

車いすで移動される方にとっては、わずかな段差でも通行ができない、高いところのものが取れないなど困ってしまうことがたくさんあります。積極的に声掛けしてお手伝いしましょう。



3 ユニバーサルマナーと心のバリアフリーを推進します

障がいのある人はもとより、高齢者、ベビーカー利用者、外国人など多様な人と向き合うための心遣いをもって行動しましょう。

様々な心身の特性や考え方を持つ人々が、相互理解のためのコミュニケーション、継続的に行動してもらえよう市が中心となって、皆さんと共に推進していきます。

《例えば…》

障がいのある人、高齢者、ベビーカー利用者、外国人など、街で困っている方を見かけたら、一声かけ、おもてなしの心で安心を提供してあげてください。

聴覚に障害がある方などに対しては、手話ができなくても、筆談したり、スマホで場所を示したりすれば、必ず意思は通じます。

障がいのある人に対する必要な配慮や心がけておきたいこと

しゃかいてきしょうへき

社会的障壁とはどんなもの？

社会的障壁とは、障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で生活しづらいと感じる障壁（バリア）のことで、これを取り除くために、負担が重すぎない範囲でできる限りのお手伝いをお願いします。

- ① 社会における事物（段差のある道路、施設など）
- ② 制度（利用しにくいルール）
- ③ 慣行（習わしや文化など）
- ④ 観念（偏見など）

どうしていいかわからない？

困っていると思われる方には、まず声をかけてみてください
「何かお困りですか」など、声をかけて「きっかけ」を作ります。どのような障害かを尋ねるのではなく、「どのようなお手伝いが必要か」を尋ねることがポイントです。

柔軟な対応を心がけましょう

同じ障害、同じ場面でも、求められる対応が異なる場合があります。「できません」ではなく、できる限り希望を聞き、できない場合でも代替案を提案するなど柔軟な対応をお願いします。

■ 個人事業者や非営利事業も対象になるの？

民間事業者とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、例えば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

	障害者差別解消法		都の条例	市の条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者	
不当な差別的取り扱い	禁止 (してはいけない)			
合理的配慮の提供	義務 (しなければならない)	努力義務 (するように努力する)	義務 (しなければならない)	

令和3年度地域自立支援協議会交流会

誰しものが望む地域で希望する暮らし方を実現するためには
～そのために地域協議会はどんなことができるのか～

ミニシンポジウム

シンポジスト 東京都自立支援協議会副会長 秋元 妙美
東京都自立支援協議会委員 小阪 和誠

進行 東京都自立支援協議会会長 岩本 操

ミニシンポジウムで伝えたいこと

- 私が希望する暮らし方とは？
- 希望する暮らし方を実現するために何が必要か？
- 地域協議会として何ができるのか？

《ミニシンポジウム》

誰しものが望む地域で希望する暮らし方を 実現するためには

～そのために地域協議会はどんなことができるのか～

<シンポジスト>

東京都自立支援協議会 副会長

秋元 妙美 氏

東京都自立支援協議会 委員

小阪 和誠 氏

<進行>

東京都自立支援協議会 会長

岩本 操 氏

令和3年度 地域自立支援協議会交流会

誰しものが望む地域で希望する暮らし方を実現するためには
～そのために地域協議会はどんなことができるのか～

時間	スケジュール
13:30～ 14:30 (60分)	<u>開会・ミニシンポジウム</u> ※動画視聴 ① 開会の挨拶 東京都心身障害者福祉センター所長 梶野京子 ② 事務局からの連絡 ③ ミニシンポジウム
14:30～ 14:45	<u>休憩</u>
14:45～ 16:00 (75分)	<u>グループ討議</u> ①14時45分～15時 <u>自己紹介、ミニシンポジウムの感想</u>（一人2分程度） ・区市町村名、名前、この時間に配慮してほしいこと ・ミニシンポジウムの感想 ②15時～15時25分 テーマ1：課題の共有 「誰しものが望む地域で希望する暮らし方を実現するために」 ※それぞれの協議会で取り組んでいることは何か？ ※協議会として取り組みたいことや課題は何か？ ③15時25分～15時55分 テーマ2：目標設定 「自分たちの地域（協議会）へ持ち帰ること」 ※取り入れたいアイデア、やってみたいことを見つける。 ※次の一歩（明日から「まずやってみることに」）を具体的に設定する。 ④15時55分～16時 まとめ・事務連絡 ※東京都自立支援協議会の委員等が、各グループの進行役（ファシリテーター）や書記として参加します。 ※各グループで出された意見などをワークシートにまとめてください。
後日	・事務局から参加区市町村へ、各グループのワークシートをPDFファイルにして送付します。他のグループでの討議内容も参加者で共有し、今後の参考にしてください。

※グループ討議に当たっては、事前アンケートのとりまとめも参考にしてください。

令和3年度 地域自立支援協議会交流会（東京都自立支援協議会主催）

誰しものが望む地域で 希望する暮らし方を 実現するためには

～そのために地域協議会は
どんなことができるのか～

■日 時：令和3年9月27日（月）13時30分～16時

■対 象 者：各区市町村の自立支援協議会関係者

■開催方法：WEB会議システムを用いたオンラインでの開催

<プログラム>

時 間	内 容
13:00～	入室開始（オンラインでの開催についての詳細は、各区市町村をと おして連絡いたします。）
13:30～14:30	開会挨拶 ミニシンポジウム（事前に収録した動画をWEB会議システムを用 いたオンラインで視聴） 東京都自立支援協議会委員
14:30～14:45	休憩
14:45～16:00 （途中休憩あり）	グループ討議 他の区市町村の参加者とグループを作り、意見を交換

(5) その他

- ・ 日中活動支援型グループホーム「ふわふわ青梅」開設予定時期について

当初 1 2 月開設 → 1 月に延期

- ・ 令和 3 年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策買物代行サービス事業について

- ・ 障害福祉サービス事業所等の職員等に対する P C R 検査実施事業について

市内事業所（入所施設を除く）2 回まで。（1 2 月 2 1 日〆切）

- ・ 障害児通所支援事業所における P C R 検査の実施について

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所で陽性者が発生した場合、濃厚接触者とされなかった人も検査できます。障がい者福祉課に連絡をお願いします。

4 その他

(1) その他

(2) 次回委員会の開催について

第 4 回青梅市障害者地域自立支援協議会

令和 4 年 2 月 2 8 日（月）午後 5 時 4 5 分～午後 7 時 4 5 分

青梅市役所 2 階 2 0 4 ・ 2 0 5 会議室

以上

- 地域移行が進んでいない
- 本人の希望する地域での生活が難しい
- 地域によって、社会資源に差がある
- 協議会が形骸化している

**そもそも、障害のあるなしにかかわらず、
自分が希望する生活をしていける地域社会に
していく必要があるのでは？**



令和3年度地域自立支援協議会 交流会

今回のテーマについて

東京都自立支援協議会副会長 秋元妙美

誰しものが望む地域で希望する暮らし方を
実現するためには

～そのために地域協議会はどんなことが
できるのか～

このテーマに決めた委員の思いは・・・

私が希望する生活

CILちょうふ 秋元妙美

2021.9.27

- * 中学まで、地元の普通級に在籍
- * 筑波大学附属桐が丘特別支援学校高等部卒
- * 日本社会事業大学社会福祉学部卒 寮生活
- * 自立生活センターにかかわり、地元で一人暮らしを開始
- * CILふちゅうのスタッフになると同時に調布に引っ越し
- * CILちょうふ設立
- * 2012ロンドンパラリンピック ボッチャ出場

車いすの常用
開始！

社会福祉士・障害者相談支援専門員

東京都自立支援協議会 調布市障害者地域自立支援協議会 副会長

調布市福祉人材センター運営委員

調布市基本構想市民会議委員

日本ユニバーサルボッチャ連盟理事

現在までの私



アパートでの暮らし

◎障害者権利条約批准！

2016年、障害者差別解消法施行

周囲の理解とともに、自ら行使するもの

ではどうすればいいか？

社会全体の意識を高める & 障害者自身が力をつける

現実はその簡単にはいかない！

みんなが希望する生活をす
るために

- *どんな人も様々な人とつながれる
- *誰しもが必要なサービスを受けられる
- *それぞれの長所を伸ばし、
苦手なところはサポートする

(障害の有無を問わず)

**インクルーシブを当たり前！
どんなに重度になっても
今の生活を続けたい！**

令和3年度 東京都自立支援協議会 交流会

誰しものが望む地域で希望する暮らし方を実現するためには ～そのために地域自立支援協議会はどのようなことができるのか～

- 一般社団法人ソラティオ ピアサポート専門員
 - 一般社団法人日本メンタルヘルスパイサポート専門員研修機構 理事
 - 特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構 理事
- 小阪 和誠

説明上わかりやすいように本日“のみ” 以下のように言葉を定義

- 当事者：精神障害者本人（家族も当事者の一員だが、本日は便宜上わけさせていただく）
- ピアサポート活動従事者：インフォーマル及び公的サービス等も含め、ピアサポート活動をする方
- 障害者ピアサポーター：雇用されて働く、ピアサポート活動従事者
- 精神障がい者ピアサポート専門員（略称：ピアサポート専門員）：機構全研修を修了し認定を受けた者
- 専門職：ピアサポート活動従事者以外の精神保健福祉医療全般における各専門職

© 2021 Kazunori Kosaka

略歴

【所属】

- 一般社団法人ソラティオ ピアサポート専門員（相談支援専門員） 区委託相談・計画相談・地域移行・地域定着・自立生活援助等
- 一般社団法人日本メンタルヘルスパイサポート専門員研修機構 理事
- 認定NPO法人地域精神保健福祉機構 理事

【東京都におけるその他協力事業等】

- 第6期東京都自立支援協議会委員
- 第7期東京都自立支援協議会委員
- 令和3年度荒川区自立支援協議会地域移行部会委員
- 東京都 精神障害者地域移行促進事業 ピアサポート活用アドバイザー

【国におけるその他協力事業等】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会 構成員
- 精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ 構成員
- 平成26年度精神障害者福祉等サービス提供体制整備促進事業に関する調査研究
「ピアサポートの活用状況に関する調査」検討委員
- 平成28～30年度厚生労働科学研究費障害者政策総合研究事業
「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」研究協力者
- 令和1～2年度厚生労働科学研究費障害者政策総合研究事業
「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究」研究協力者
- 令和2年度障害者総合福祉推進事業
「精神科訪問看護に係る実態及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける役割に関する調査研究」検討委員

私の希望する暮らしとは ～スティグマを乗り越えていく

リカバリーを阻害してしまう「壁（スティグマ・セルフスティグマ）」の存在

社会や他者関係性（外的）の側面からみえること

自分の中でおきていること（内的）の側面からみえること

小阪君、小阪君は、健康者のひと、どこか怖いと思ったりしないかい？
オレはどこか怖いんだよなあ。

Aさん 私 ???

広く私たちに「精神障害」に関する偏見（スティグマ）は、私たち自身の中に普遍的に存在している。「健康者」と「精神障害者」の意識は、壁（スティグマ）となり、「怖い」という想いになったり、いまだ言語化されない感情も含め、様々な影響している可能性。

精神疾患や精神障害に関する地域住民等への普及啓発は、市町村をはじめ自治体等においてこれまで様々な手法を用いて取り組まれ、また、厚生労働省では「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」により普及啓発に係るイベントの開催等を行ってきたが、国民の理解が進んでいるとは言えず、精神障害に対する差別や偏見は依然として課題である。

当事者「自身」の中にもある（セルフスティグマ）

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」資料、報告書より

・自分に起きていることがわからない。
・家族（母）に申し訳ない。
・どうしても「普通」にならない。
・私はひとり、存在できない。

大丈夫……。だめじゃないよ

“もう一人”の私

そんな風にただ言ってくれるひとが欲しかった

“現実”の私

・恒常的潜在的「自尊心低下」の「自覚なき」影響
・前に進む、その方法がイメージできないために「怖い」（姿で示してくれる身近なリカバリーロールモデルの不在）
・希望をなくしたパワーレスな状態がいつまでも続く気がする

一般的価値観に基づく正論や概念、専門的言葉では、この状態化においては受け取ることが難しく、また届けることも難しく、言葉に頼らない関わりや情緒も含めた理解に基づく共感性、姿勢等をもって、内面的観点から寄り添い、共感をもった上で、「あなたはあなたのままで良いよ」という、他者肯定→自己肯定のプロセスを経ることがリカバリーを歩む際に大切な要素となる。

当事者同士のピアサポート的関わりが、私にもたらしてくれたこと

心が体温を取り戻すような、自分をだめと思わなくて済むような、「怖い」とどこかで構えずに済むような、諦めていた、そんな「自身がありのままでも大丈夫」という前提を確認でき、未来の可能性を感じられることが、何よりも助けになった

障害者ピアサポーターが、地域移行支援等において協働者として適切に位置付けられる意義

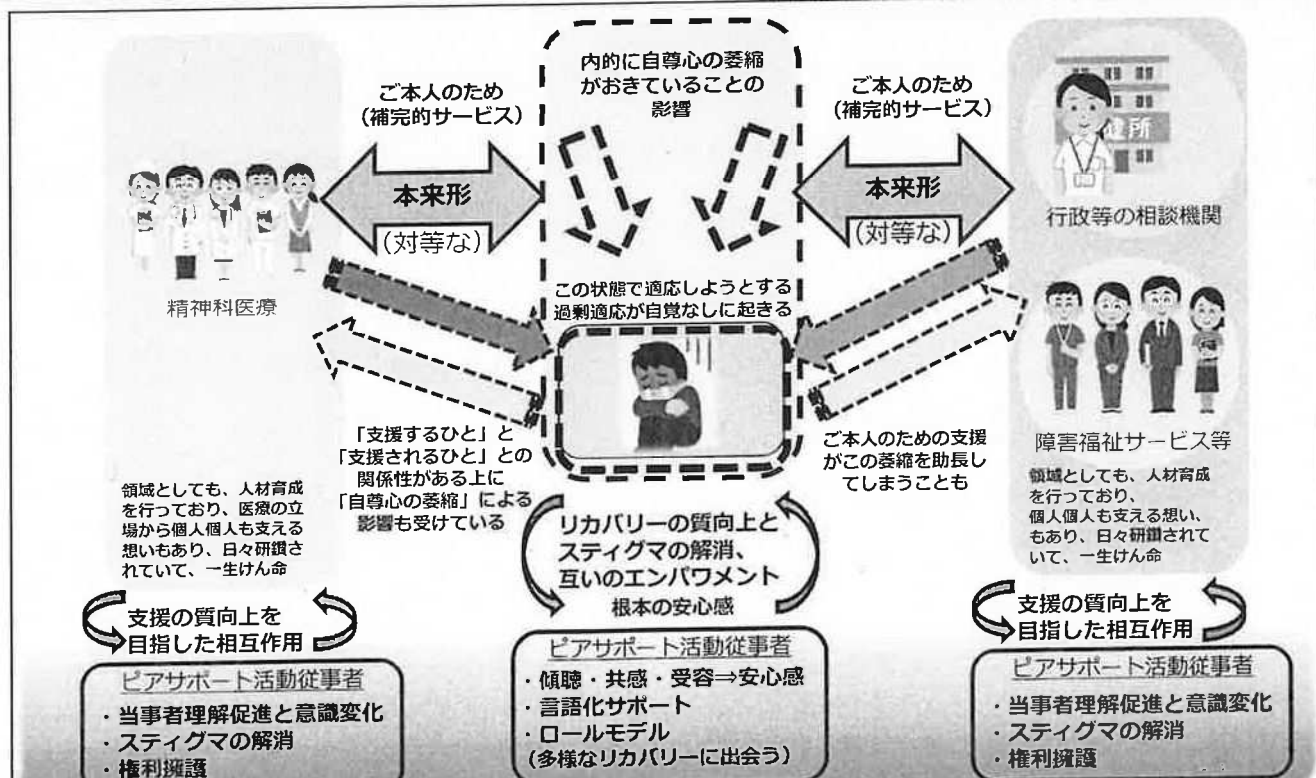
（自然発生に任せず機会保障が受けられる）



- 当事者性を活かした傾聴・共感・受容 ⇒ 安心感・適切な自己認知促進
- リカバリーの渦中であることや自尊心低下、諦め等様々な要因から言語化されづらくしている当事者の内なる“思い”の言語化サポート
- リカバリーできるという証（ロールモデル）⇒ 生活等及び情緒的側面を含め具体的なイメージ化を壁の影響を受けにくい形でサポート
- 個や組織のエンパワメント・スティグマの解消

私の希望する暮らしとは ～自尊心の萎縮の解消と適切な支援関係構築

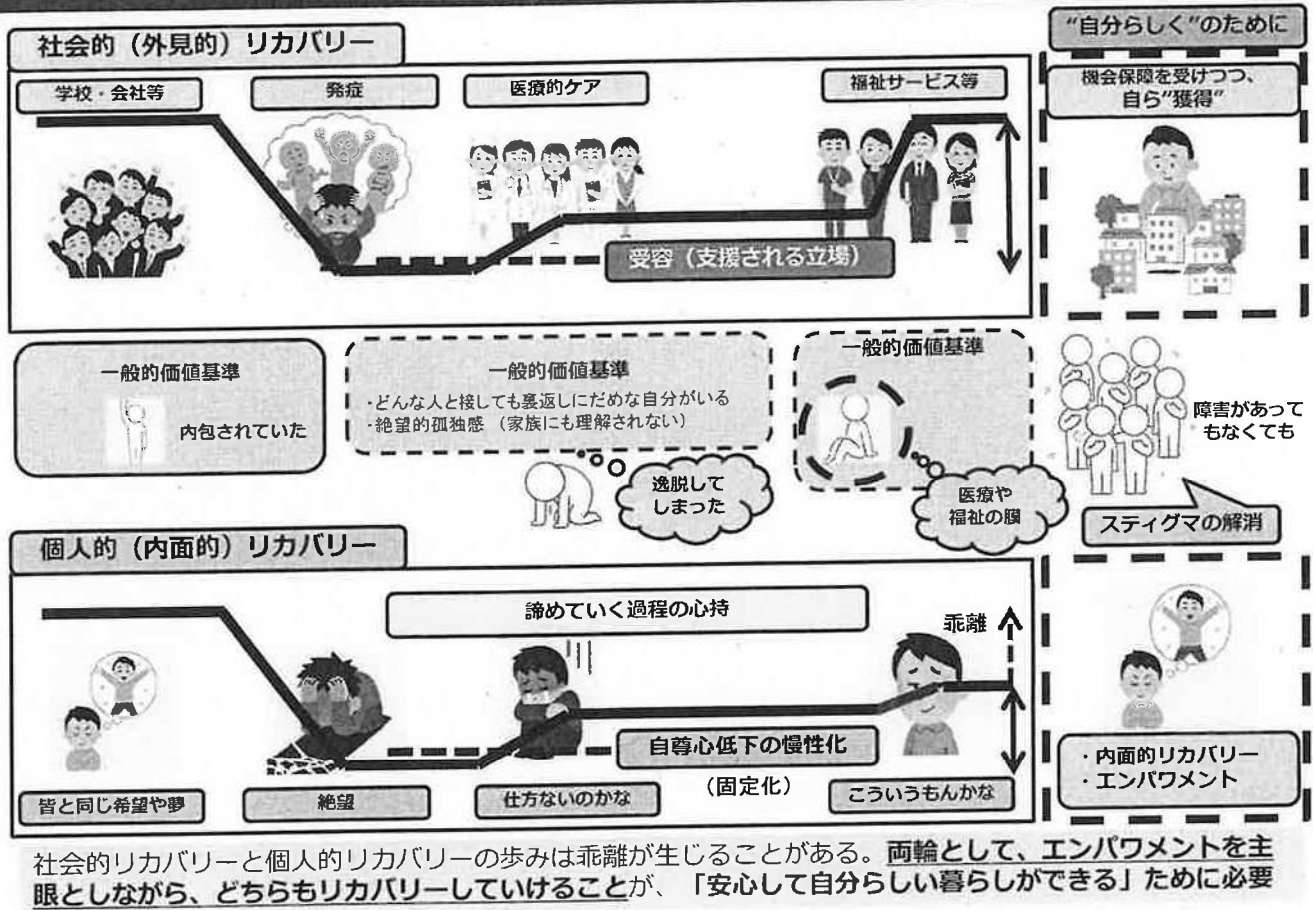
第5回 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会 資料一部改稿



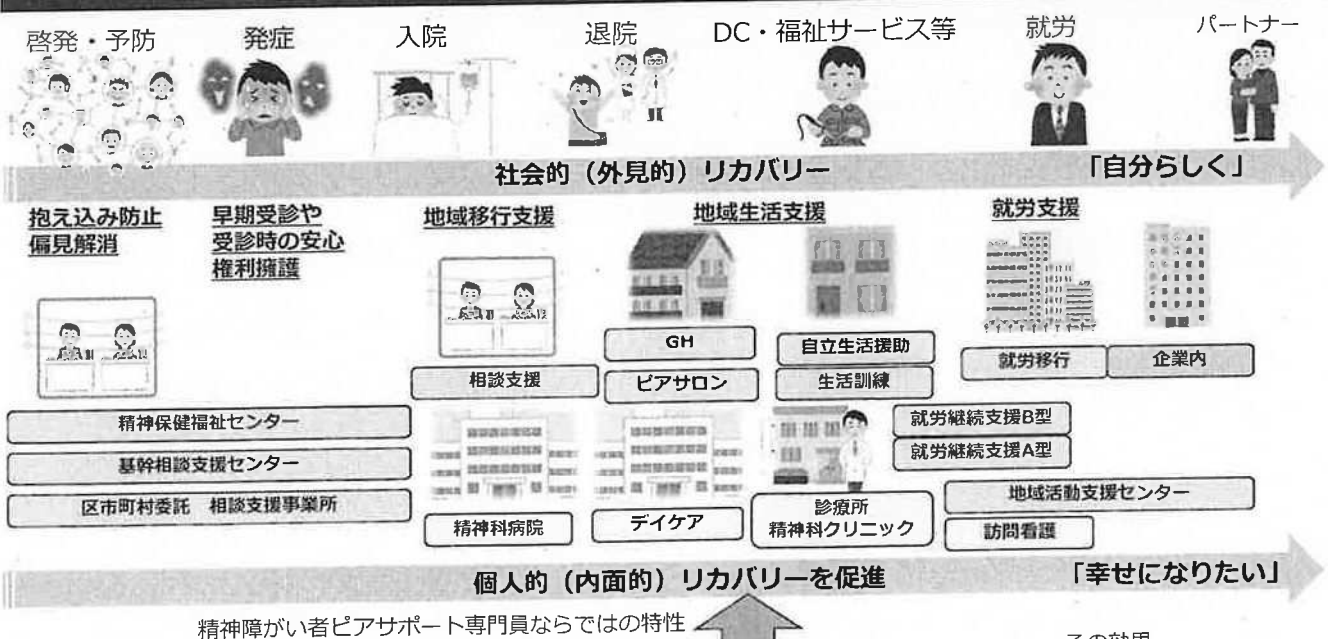
提唱

精神保健医療福祉の各領域では、人材育成に積極的に取り組まれており、個人としても日々の実践で研鑽を積み重ねられている中で、さらなる各領域の向上をもって、内面的萎縮の解決や支援の質向上を図るのではなく、構造的課題として解決を図ることが有効

私の希望する暮らしとは ～社会的リカバリーと内面的リカバリーの両輪



私の希望する暮らしとは ～社会的役割等の再獲得：自分らしく幸せになりたい



精神障がい者ピアサポート専門員ならではの特性

・個別支援 ・地域づくり	当事者性を活かした傾聴・共感・受容 ⇒ 安心感・自己覚知促進	利用者	リカバリーの促進
	リカバリーの渦中であることや自尊心低下・諦め等様々な要因から言語化されづらくなっている当事者の“思い”の言語化サポート ⇒ 協働支援チームとの調整へ	協働する専門職	当事者理解と意識の変化
	・リカバリーできるという証（ロールモデル）	組織	リカバリー志向へ
	・個や組織のエンパワメント・スティグマの解消 ⇒ リカバリー志向及び文化の醸成・差別解消	地域	誰もが暮らしやすい地域へ